

浜松市住宅政策に関する会場確保の取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市の住宅政策に係る会議等に要する会場の確保について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅政策 住宅施策の調査、企画、調整、普及啓発及び公的賃貸住宅等に関することをいう。
- (2) 会議等 会議、説明会、研修会、講演会、協議会又は広報活動をいう。
- (3) 会場借上 庁舎外の会場を確保し使用することをいう。

(会場の確保)

第3条 住宅政策に関する会議等に要する会場は、原則として庁舎内で確保する。ただし、以下の場合については、会場借上することができる。

- (1) 庁舎内において、会場確保が困難な場合
- (2) 会議等の性質又は利便性上、庁舎外で会場確保することが適切と判断した場合
- (3) その他状況に応じ、必要であると判断した場合

(会場借上費)

第4条 会場借上にあたり費用を要する場合は、予算の範囲内とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。